

# 令和2年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

## 議 事 録

日 時：令和2年6月11日（木） 15時30分～  
場 所：宇和島市役所本庁舎8階 801会議室



保健福祉部 保険健康課

■令和2年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1. 日 時 令和2年6月11日(木) 15時00分から

2. 場 所 本庁8階 801会議室

3. 次 第

○開 会

○市長あいさつ

○会長、副会長選出

○議事録署名人指名

○議 事

- ・議題1 平成31年度国民健康保険特別会計決算状況(報告)
- ・議題2 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算の概要(報告)
- ・議題3 令和2年度国民健康保険料率(諮問)
- ・議題4 直営診療施設の今後のあり方について(報告)
- ・議題5 特定健康診査等の状況(報告)
- ・議題6 その他

○閉 会

4. 出席者

○被保険者代表

氏家 初美、辻 珠代、岡崎 八恵子、木村 寛

○保険医等代表

増田 潤、渡部 昌平、竹内 慎治、井上 貴博

○公益代表

岩村 保昌、薬師神 津一、岩村 淑子

○被用者保険等保険者代表

段 利明(委任状)

○事務局

市民環境部長、税務課長、納税課長、保険健康課長ほか

5. 議長 岩村 保昌

6. 議事録署名人 岡崎 八恵子、木村 寛

## ■開 会

事務局) ただいまから、令和 2 年度宇和島市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開催にあたり、岡原市長よりご挨拶を申し上げます。

市長) 改めまして、皆さんこんにちは。

開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さま大変お忙しいところ、当協議会へご足労いただきまして、誠にありがとうございました。また、平素より皆さまにおかれましては、国保の運営はもとより、市政全般にわたり格別の御理解をいただき、様々な形でお力添えいただいておりますことを、この場をお借りして、厚く厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今まさに「コロナ禍」という言葉がよく使われているところでございますけれども、令和 2 年がスタートして、私いちばんに浮かんだ言葉が、「今年は東京オリンピックだなあ」ということを思ったことを記憶しております。まさかその 2 か月後に、このような状態が始まる、そして現在もそれが続いているということは、全く想定していなかったところでございます。ただ今後は、6 月 19 日以降、愛媛県は縮小期に移行いたしまして、そこからウィズコロナ、コロナとともに新しい生活様式へ臨んでいくという、そんな時代へ突入してゆくだろうと言われていたところでございますので、これからも、うつらないように、そしてうつさないように、しっかりそれぞれの意識を高めながら、経済活動も進められてゆくのだらうと、そのように考えている次第でございます。

今日、この協議会は国保についてでございますけれども、これについても様々な問題に触れながらも、ここにいらっしゃる方々、そして被保険者の皆様のお力添えをいただきながら、しっかりと運営することができている、そのように認識しております。

平成 30 年に保険料率を引き下げさせていただきまして、以来なるべくこの料率というものを変えないように、長く収入を保つように設定をさせていただいたところでございますけれども、先ほど申し上げたコロナ禍だけではなくて、人口の問題、支える人等々の問題もございまして、これらの仕組みというものも、いつどうなるかわからない状況であることには違いないことでございますので、本日、これから昨年度の決算状況と令和 2 年度の予算等々も見極めながら、今年度の料率について諮問いたすところでございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しいところだと思いますけれども、さまざまなお意見いただきながら、しっかりとしたご審議を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

**事務局)** 次に、本会の成立についてご報告いたします。

委員定数 14 人のうち、本日は 12 人（うち 1 人は委任状提出）の方にご出席いただいております。委員定数の 2 分の 1 以上を満たしております。また、宇和島市国民健康保険条例第 2 条各号で規定されております委員につきましても、それぞれ 1 人以上のご出席または委任状のご提出をいただいております。従いまして、宇和島市国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、本会議の成立をご報告いたします。

## ■会長、副会長選出

※協議会規則第 4 条の規定に基づき、公益代表委員のなかから、出席委員の全会一致により以下のとおり選出した。

会 長：日前賢一郎委員（宇和島市連合自治会会長）

副会長：岩村保昌委員（宇和島商工会議所事務局長）

## ■議事録署名人指名

※協議会規則第 8 条の規定に基づき、議長が、以下の 2 名を議事録署名人に指名した。

議事録署名人：岡崎八恵子委員、木村寛委員

## ■議 事

**議長)** 議題 1 「平成 31 年度国民健康保険特別会計決算状況」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局)** 国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の平成 31 年度決算状況についてご説明いたします。お手元の資料でご説明してまいります。まず 9 頁と 10 頁をご覧ください。ここに、平成 31 年度決算額と、後ほどご説明する令和 2 年度の当初予算額を併せて掲載しております。9 頁が歳入、10 頁が歳出で、31 年度の欄をご覧ください。各費目二段書きになっている上の段に予算額、下の段に決算額を記載しております。これからご説明する概要の具体的な数字は、この表をご確認いただきたいと思います。

まず歳入からですが、保険料について、平成 30 年度決算額と比較して 31 年度は 22,695 千円の増額となっております。

資料 2 頁をご覧ください。表とグラフのとおり、平成 30 年度に保険料率の引き下げを行い、いったん保険料収入が前年に比べて減少しましたが、好景気を反映し

てか、平成 31 年度は収入が増加しました。

収納率は、ここ数年間上昇を続けており、平成 31 年度は 95.34%となりましたが、その要因のひとつは、新型コロナウイルス感染症に係る事業者の支援制度のうち市の制度が、税の未納がないことを条件にしており、支援制度を利用するために、未納分を駆け込み納付した事例があったようで、多少影響していると思われます。

9 頁にお戻りください。県支出金のうち、普通交付金、特別交付金あわせて 145,000 千円ほどの増額となりました。これは、医療費の伸びによるところが大きいものでございます。その他収入が 17,000 千円ほど増えているのは、療養給付費負担金の返還金が主な要因です。

続いて歳出ですが、10 頁をご覧ください。保険給付が 117,583 千円伸びています。3 頁の表とグラフをご覧ください。平成 30 年度まで、保険給付費の総額は若干減少傾向が見えておりました。被保険者数が年々減少していることに伴うものと思われるが、平成 31 年度は増加に転じました。保険給付費のうち、前期高齢者と呼ばれる 65～74 歳の給付割合が年々増加しており、平成 31 年度は全体の 59%を占めています。特に、被保険者が 70 歳になると、その多くの方は医療機関窓口における自己負担割合が、従来の 3 割から 2 割に変わり、1 割分が国保の財政負担に加わることとなります。そのような背景において、1 人あたりの保険給付費も増加傾向が続いており、平成 31 年度は 1 人あたり 31 万円となりました。

被保険者数の傾向についてももう少しご説明しておきます。4 頁の上の表をご覧ください。出産諸費と葬祭費は、給付費全体に占める金額の割合としては高くないものの、件数の推移をみると、葬祭件数は年間 140 件前後であり変わらず、出産費の支給件数は減少傾向が続いており、平成 27 年度に 88 件あったものが、平成 31 年度は 57 件となりました。この数字からも少子化が裏付けられます。

次に、被保険者数の推移ですが、下の表をご覧ください。宇和島市国保の被保険者数は、毎年 1,000 人程度減り続けており、そこに占める前期高齢者、65～74 歳の数はこの 5 年間で大きく減っておらず、その割合は高まる一方です。一般的に医療行為を受ける機会の多い高齢者の占める割合は今後も上昇し続けるため、1 人あたりの保険給付費の上昇傾向は続くものと推察しています。

10 頁にお戻りください。県に対して支払う国民健康保険事業費納付金も増えています。

基金積立金のところ、財政調整基金に 4 億円積み増したことにより、基金残高は 8 億円弱となりました。健全な国保運営のための備えとしています。

10 頁の下にある「形式収支額」は、歳入合計と歳出合計と差引額で、これが今年度への繰越金になります。その下の段にある「単年度収支額」は、形式収支額から前年度の繰越金額を差し引いたもので、平成 31 年度は 85,553 千円の赤字となっていますが、基金に 4 億円積み立てたあとの数字でございますので、実質的には良好な決算状況といえます。

平成 31 年度の事業実績としては、5 頁をご覧ください。ジェネリック医薬品、

後発医薬品の利用差額通知は、平成 25 年度から実施しておるものですが、年々置き換え率が上がっております。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応ですが、保険料の減免、一部負担金の免除を 31 年度まで実施しました。

以上、駆け足ではありますが、国民健康保険特別会計のうち、事業勘定に関する平成 31 年度決算状況の報告とさせていただきます。

**事務局)** 続きまして、国民健康保険直営診療施設勘定の決算状況の説明をいたします。会議資料の 13 頁をご覧ください。

宇和島市は国保診療所として、8 か所の診療所・出張所の運営をしております。平成 31 年度決算の概要です。事業費の総額は 179,240 千円でございます。

歳入の、一般会計、事業勘定からの繰入金が 100,514 千円となっており、総事業費の約 6 割を占めていることから、一般の医療機関が参入できない地域であると言えます。

平成 31 年度に繰越金が 2,800 千円ございますが、戸島医師住宅の改修工事について、年度を繰越して工事を行った関係の繰越金でございます。

歳出の主な内訳は、人件費等総務費が 127,396 千円、薬剤等医業費が 48,920 千円。その他を合わせて 179,240 千円となります。医業費の医療用機械器具費については、下波診療所と 2 出張所を除く 5 診療所のレセプトコンピュータを買い替えたものと、日振、蔣淵の 2 診療所に、パソコンでレントゲンの画像診断を行う機器を導入したものでございます。以上のことから、決算の規模は前年から、わずかに減少し、179,240 千円となりました。決算の状況は以上となります。

**議長)** はい、ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様におかれましては、ご意見、ご質問ございましたら、挙手のうえご発言をお願いします。

**委員)** ジェネリック医薬品の使用について、シェアで（平成 31 年は）78.4%、令和 2 年 4 月で 79.9%となっているということですが、以前も言ったかもしれませんが、80%が限度かなと。これ以上ジェネリックにというのは、患者さんの都合とかを聞いていると、湿布とかは従来のままがいいとかいいう人が結構多くて、80%ちょっといくぐらいが限度かなと思います。報告です。

**議長)** ほかにございませぬか。ご質問がないようでしたら、続いて議題 2 「令和 2 年度国民健康保険特別会計当初予算の概要」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局)** 国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の令和 2 年度当初予算の概要につい

てご説明いたします。なお、予算編成時点と本日現在では状況が大きく変わってきておりますので、その点を踏まえてみていただけたら幸いです。資料 9 頁をご覧ください。

歳入からご説明いたします。まず保険料につきましては、被保険者数や世帯数等の推移状況から推計しています。なお、この保険料額についてですが、平成 31 年度当初予算額よりは増額での予算建てとしております。ただ、決算状況でご説明のとおり、現役世代を含む若年層の減少率が著しいことと、新型コロナウイルス感染症の影響により、予算編成時に予測し得なかった減収が起こる可能性が高いと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入減少が見込まれるケースについては、後ほどご説明しますが保険料の減免措置を講ずることとしており、その分については、今年度は、国からの財政支援が受けられる見込みとなっておりますが、影響が長引くと担税力そのものが低下し、保険料収入額の低下が長期に及ぶ恐れもございます。

県支出金は、保険給付の実績に応じて県から交付されるものですが、これも増額を見込んでおります。

トータルといたしましては、9,937,617 千円という予算になっており、前年の当初予算よりも 80,000 千円ほどの増額を見込んでおるところでございます。

次に歳出に移ります。資料 10 頁をご覧ください。

保険給付費については、1 人あたりの保険給付費の増加を見込む一方、被保険者数の減少を踏まえ、前年度当初予算額よりも 32,000 千円ほどの減少を見込んでおります。

都道府県化に伴い新設されました国民健康保険事業費納付金につきましては、愛媛県が国の定める方法により算出し、各市町の状況を反映させて提示された金額を計上するものですが、これは増額。その他、保健事業費については、医療費を抑制するためのものとして、医療費通知やジェネリック医薬品の利用差額通知、はり・きゅう利用助成、特定健診・特定保健指導などの経費を計上しています。

合計といたしましては、歳入と同額で、昨年度より 80,000 千円ほどの増額を見込んでおります。

**事務局)** 引き続きまして、令和 2 年度の国保直営診療施設勘定の予算を説明させていただきます。資料 14 頁をご覧ください。一番右の列が令和 2 年度の予算となります。

令和 2 年度の事業規模は 167,117 千円でございます。前年、前々年に比べ、大きく減少していますが、令和 2 年度は、正規職員の退職の予定が無いことや、高額な医療機器の購入計画が無いことが影響しています。

その他は特に大きく変更したところはありませんが、地域人口の減少と高齢化、近年の決算状況を加味し、施設の維持管理、現有の医療機器の修繕などに主眼を置いた、かなりスリムな予算の構成としております。

15 頁の、令和 2 年度の診療体制につきましては、前年度から、特に変更はございませんので、のち程、お目通しくください。直営診療施設勘定の説明は、簡単ですが以上になります。

**事務局)** 関連して、令和 2 年度に予定されております制度改正の関係等々少しご説明させていただきます。資料 6 頁の下のほうをご覧ください。

令和 2 年度に制度改正が予定されておまして、まずひとつ目が、低所得者の保険料軽減措置が令和 2 年度も引き続いて拡充されます。これは、一定の所得に満たない世帯を対象に、保険料のうち応益分と呼ばれる「均等割」と「平等割」の部分が、法律に基づいて軽減されるというもので、2 割軽減と 5 割軽減の判定をされる所得の基準が拡大します。7 頁をご覧ください。見直しの概要といたしまして、2 割軽減の基準額が拡大、5 割軽減についても、表のとおり拡大、基準額が引き上げられるというものでございます。

もう一点が、保険料の賦課限度額の見直しでございまして、下の表のとおり、令和 2 年度につきましては、賦課限度額の合計、3 万円引き上げられることとなります。

この制度改正によりまして、所得が少ない方の負担が軽減される一方で、そのぶん所得のある方に負担していただくという制度趣旨となっております。

資料 8 頁をご覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応ということで、2 点、措置が実施されます。これについては、令和 2 年度に入ってからのもので、当初予算には反映されていないものでございます。

まず、国保料の減免でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の、今年 2 月以降の納期の保険料について、国が定める基準に基づき減免を図るものでございます。減免の内容としては、まず、感染症によって、主たる生計維持者、世帯主ですけれども、死亡したり長期入院を余儀なくされるようなケース。もう一点が、感染症の影響を受けて、世帯主の事業収入が減少する見込みであると。その減少する度合いといいますのが、目安として前年と比べて 3 割以上の大きな収入減少があった場合に、減免の対象になり得るというものでございます。これについてはすでにホームページに掲載をいたしまして、周知を図り、すでに受付も開始しております。この減免によって減収した部分については、国の交付金等によって 10 分の 10 措置される予定となっております。

もう一点の制度が、被用者に対する傷病手当金制度の追加ということで、これは今 6 月議会に議案を提出しているものでございます。対象者は、給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる状況により仕事が出来なくなった場合に、傷病手当金の支給ができるようになるものでございます。詳細につきましては、ホームページ等々で周知していこうと思います。これは 6 月補正予算、2,000 千円の予算を計上しております。以上でございます。



**議長)** ただいま事務局から報告がありました。予算、制度改正等について、委員の皆様よりご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、ご発言をお願いします。

ご質問がないようでしたら、ここまでの議題は報告事項ですので、以上とさせていただきます、次の議題に移りたいと思います。

議題3「令和2年度国民健康保険料率」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局)** 今年度の保険料率案についてご説明いたします。資料16頁をご覧ください。

まず、被保険者数は、今後も減少する見込みとなっており、全体に占める65歳以上の割合は上昇してゆくであろうことを踏まえまして、現在の保険料率を維持した場合の令和2年度の決算見込みを立てたのが下の表でございます。

「保険給付費」では、1人あたりの保険給付費を前年度比3%増で算出した額を見込んで算定いたしました。国民健康保健事業費納付金については、愛媛県が算定した金額をもとに計上いたしまして、単年度収支はですね、平成31年度、4億円の積み立てをした結果で85,000千円のマイナスというところだったんですが、令和2年度は、基金の積み立てがなくて12,000千円ほどのマイナス、ほぼ収支が均等といったようなイメージになろうかと思えます。

平成30年度に1人当たりの保険料を平均8千円引下げまして、向こう10年間の安定的な運営を見込んで計画を立てたところでございますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くか見通せないなか、令和2年度以降は単年度黒字を維持することが困難になってくる見込みであると認識しております。

この状況を踏まえまして、去る5月27日に市長に報告し、料率改定について協議した結果、料率据置きで協議会へ諮問するよう指示がありました。

したがって、事務局といたしましては、令和2年度は料率維持ということでご提案させていただき、長期的な安定運営を目指したいと考えます。

なお、歳入の面では、収納率の向上や補助金の積極的な活用を図り、歳出の面では特定健診等の受診率の向上や加入者に対する医療費通知を継続するほか、ジェネリック医薬品の利用率向上を図るといった医療費適正化策をはじめ、市民全体の健康づくりを積極的に推進することを通じて、料率据置きの影響を最小限にとどめるよう今後ますます努めていきたいと考えています。以上でございます。

**議長)** はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、本協議会に対し、令和2年度国民健康保険料率案について諮問が行われています。この会において、本案について審議を行い、市長に答申する必要があるとございます。本案について、ご意見、ご質問がありましたら、挙手のうえご発言をお願いします。質問ございませんか。

それでは、ご質問もないようですので、市長から諮問されております「令和2年

度国民健康保険料率案」の採択について、挙手にて決定したいと思います。事務局より説明のあった料率案に賛成される方は挙手願います。

—（各委員）挙手—

ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のありました令和2年度の国民健康保険料率案は、賛成多数とみなし、本議題につきましては諮問事項でございますので、原案のとおり了承ということで、市長に答申いたします。

それでは次の議題に移ります。議題4「直営診療施設の今後のあり方」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局)** はい、それでは説明させていただきます。資料22頁をご覧ください。

今後の直営診療施設のあり方について、になります。資料中ほど、参考にありますとおり、背景人口と財務状況から、地域の人口減少による減収傾向によって、財政的には年々厳しい運営が行われているという状況になっています。

今後の方針といたしましては、現状を踏まえた上で、今後の人口推移を基に、財政面や、地域の医療を守っていく観点から、今後も検討を重ねていく必要があると考えています。以上になります。

**議長)** はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。

ご質問がないようでしたら、この議題は報告事項ですので、以上とさせていただきます。次の議題に移りたいと思います。

議題5「特定健康診査等の状況」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局)** はい、資料の23頁をご覧ください。特定健康診査等の状況について報告させていただきます。

平成20年度から開始されました特定検診は、40代から74歳までの国保の方を対象に、生活習慣病の検査や診断を行うものです。集団検診と個別検診の二つの方法で実施をしております。

まず(1)検診受診率の推移をご覧ください。表の上の部分が宇和島市の実績です。検診開始時の14.4%の受診率が、26年度からの自己負担無料化を受けて、31年度は暫定値ではありますが、34.0%となっております。前年同時期より2.7%アップはしておりますけれども、国が目標としている60%には届いていない状況となっております。

次に、特定保健指導の終了率をご覧ください。特定保健指導は、特定検診の結果から、肥満傾向に加え、検査結果の良くないハイリスク者に対して、概ね3か月間かけて個別指導を行うものです。こちらは平成30年度実績で31.9%となっております。健診受診率同様、国の目標値にはまだまだ届かない状況です。

続きまして、平成 31 年度の実績についてご報告します。資料 24 頁をご覧ください。

受診率向上については、健診受診履歴のある方を対象に、AI、人工知能が分析し、受診者の特性を 4 つにパターン化したものを、3 回はがきで個人通知しております。また、集団健診の実施機会を増やしたり、継続受診者リピータ確保の通知も継続して行っております。

平成 30 年度から開始した若年者健診については、19～39 歳の方で、職場等で健診の機会のない方を対象として、自己負担 1,000 円で集団健診を受けられるものですが、中には、脂質異常者や血圧値の高い方、160 と 100 以上の高血圧症といった重症化予防対象者も 4 人おられました。この方たちにつきましては、保健師が個別にフォローしておるといった状況です。より若い世代から、健診を習慣化させ、早期介入で重症化させない取り組みを継続していきたいところです。

次に特定保健指導についてですが、受診率向上の取り組みとして、昨年度は、健診当日の初回面接として分割実施を行っています。40 歳～50 歳の働き盛りの世代に、検診日に会って、短時間ではありますが面接を行うことで、継続指導へつながっていき効果があったと考えます。

最後に、重症化予防の事業についてです。平成 30 年度より、心電図検査全員実施にしております。循環器疾患の重症化対象もしっかり把握できるようになりました。昨年度は心房細動の方が 6 名いらっしゃいまして、保健師が個別にフォローしております。重症化予防に関しては、医師の保健指導指示書には、保健師、管理栄養士で、ほぼ全数個別に保健指導を実施できたという状況です。

最後に、資料 25 頁をご覧ください。このような状況を踏まえて、令和 2 年度の計画について、下線を引いている新たな取り組みについてのみご報告をさせていただきます。

まず、受診率の向上についてです。今年度、ICT を活用した健診予約システムを業務委託として導入いたしました。コールセンター、WEB、LINE での受付を開始して、特に大きな混乱もなく順調に経過しております。

また、昨年まで、11 月に一斉送付しておりました受診券を 6 月に一斉送付しました。年度の早い時期から健診を受ける意識付けを行うものです。

検診の項目の内容としましても、40 歳以上の女性の方を対象として、骨粗しょう症検診を新たに開始することとし、更なる受診率向上に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、今年度は、コロナの影響で、感染拡大防止に配慮して、人数制限を行ってのスタートとなっております。

最後に、重症化予防についてです。対象者を後期高齢者 75 歳以上に拡大をいたしました。また、重症化になる原因疾患のうち、当市の優先課題である高血圧についても、個別支援と広く市民への啓発を実施するなど強化していきたいと考えます。

さらには、糖尿病と密接な関係にある「歯周疾患」健診対象者を 19 歳～74 歳までに拡大しております。医科と歯科の連携推進を図っていきます。

最後に、国が推進しております「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を開始します。国保と後期の保健事業の適切な接続、フレイル予防に着目した疾病予防に取り組んでいく予定としております。以上で報告を終わります。

**議長)** はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。

**委員)** 特定健康診査の受診率ですが、国の目標値 60%に対して、徐々に上がってきているとはいえ、30年度現在 34%と、目標値までそうとう時間がかかると思うんですが、これ、目標値に届かないと何かペナルティのようなものがあるんでしょうか。

**事務局)** 保険者努力支援制度という制度の中で、全国の保険者が序列化され、受診率の高い保険者に、保険者努力支援制度の交付金が配分される仕組みがあります。ただし、受診率アップだけが評価項目ではなく、いろんな項目を点数化して評価する仕組みになっております。

**委員)** じゃあ、それによって入ってくるお金が変わってくるということですか。それと、いま新型コロナウイルス感染症のことでいろいろ言われているなかで、PCR検査は無理だと思うんですが、抗体検査とか、オプションでいいと思うんですが、実施するのは難しいのでしょうか。

**事務局)** 抗体検査は、PCR検査もそうですけれども、新型コロナウイルス感染症への対策等に関しましては、県が主体となって実施することとなっております。県の方針に沿って進めていくなかで、市独自の対応が難しい状況でございます。検討事項とさせていただけたらと思います。

**委員)** 特定検診の令和2年度の計画について、骨粗しょう症検診の開始というお話があったんですが、対象となる年齢など具体的にどのようになっているのでしょうか。

**事務局)** 骨粗しょう症検診は、40歳以上の女性を対象としております。40歳の年齢到達者は無料で行うんですけれども、希望者には自己負担 500 円で実施することとしております。

**委員)** 開業医のところでも実施するのですか。

**事務局)** 集団検診のみです。個別検診は対象外です。

**議長)** 他にございませんか。

この議題は報告事項ではありますが、事務局におかれましては、委員の意見も踏まえながら、引き続き受診率等の向上につとめていただければと思います。

予定の議題は以上となりますが、全体通して何かご意見、ご質問等はございませんか。

**委員)** 令和2年度に入って2か月になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響は、令和2年度予算の執行において、どのような状況か、もし情報があれば教えていただきたい。

**事務局)** まず、国保会計といいますか国保事業においては、現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響により支出が増えたりするようなことは発生してない状況ですが、先ほどご説明した、保険料の減免については、これから申請が増えてくるだろうと思います。そうすると保険料収入が下がることになるであろうと。ただし、今年度については、収入が下がった分は国が補てんしますよってというような緊急措置がありますので、保険料収入が下がったり、仮に傷病手当金の支給が発生したとしても、今年度については国から措置されるため、影響が少ないと言えると思うんですけれども、来年度以降がどうなるか見込めないという状況でございます。

**委員)** マイナンバーカードを保険証として使うというような話が出ていますが、宇和島市においても、いずれそういった形になるのでしょうか。

**事務局)** 宇和島市国保も、そのような方向で準備を進めているところでございます。

**委員)** いつからそうなるかは、まだ決まっていないのでしょうか。

**事務局)** 2021年3月からの予定です。

**議長)** 他にございませんか。

ないようですので、これで本日の議事はすべて終了いたしました。熱心かつ円滑な審議にご協力ありがとうございました。事務局に進行を返します。

## ■閉 会

**事務局)** 以上をもちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、長時間に亘ってのご審議、誠にありがとうございました。